

岩手大学大学院連合農学研究科構成大学研究科長等連絡会規則

(設置)

第1条 岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の運営の基本的事項に関し、岩手大学、弘前大学及び山形大学間の連絡調整を図るため、研究科に岩手大学大学院連合農学研究科構成大学研究科長等連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(組織)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長補佐
- (3) 岩手大学の総合科学研究科農学専攻長又は地域創生専攻長、弘前大学の農学生命科学研究科長及び地域共創科学研究科長及び山形大学の農学研究科長

(運営)

第3条 連絡会は、必要に応じて隨時開催するものとする。

- 2 研究科長は、連絡会を招集し、その議長となる。
- 3 研究科長に事故があるときは、研究科長補佐がその職務を代行する。

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、岩手大学農学部において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2（2020）年4月1日から施行する。